

岩倉市市民参加条例 逐条解説

目次

条例のあらまし P.1～

- 1 制定の経緯
- 2 条例の構成
- 3 条例の特徴
- 4 市民参加とは

《第1章 総則》 P.3～

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 市民の役割
- 第4条 執行機関の責務
- 第5条 職員の責務

《第2章 市民参加》 P.7～

- 第6条 市民参加の手續の対象
- 第7条 市民参加の手續の方法
- 第8条 市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表
- 第9条 審議会等の委員
- 第10条 審議会等の会議の公開等
- 第11条 アンケートの実施
- 第12条 意見交換会の開催
- 第13条 市民公聴会の開催
- 第14条 市民公聴会の公述人
- 第15条 市民討議会の開催
- 第16条 パブリックコメント手續の実施
- 第17条 パブリックコメント手續における意見等の提出方法等
- 第18条 政策提案制度
- 第19条 市民委員登録制度

《第3章 協働》 P.18～

- 第20条 協働を進める上での基本原則
- 第21条 協働による政策形成等
- 第22条 公益的活動の支援
- 第23条 中間支援組織の設置
- 第24条 協働によるまちづくりを担う人材

《第4章 雑則》 P.22

- 第25条 審議会による検証
- 第26条 条例の見直し
- 第27条 委任



条例のあらまし

1 制定の経緯

岩倉市では、協働の概念を第3次総合計画以前から掲げて取り組み、岩倉市市民協働ルールブック（平成23年度。以下「協働ルールブック」といいます。）や岩倉市自治基本条例（平成24年度。以下「自治基本条例」といいます。）に取り入れてきました。

自治基本条例では、当市における自治の基本原則を定め、市民、議会及び執行機関の責務等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進することによって、市民を主体とした自治の実現を図ることを目的としています。

自治基本条例の第3章（第10条～第13条）では、『協働の仕組み』として、「市民参加と協働」、「市民自治活動」、「住民投票」、「市外の人々、国等との連携」を規定しました。そのうち、「市民参加と協働」、「住民投票」については、必要な事項は別に条例を定めるものとしています。

このたび、岩倉市自治基本条例第10条により、より多くの市民の声を聴き、広く市政に取り入れながら、協働のまちづくりを推進するための具体的な仕組みづくりをしていくため、市民と執行機関における「市民参加と協働」について定めた岩倉市市民参加条例を制定しました。

2 条例の構成

第1章 総則（第1条～第5条）

条例制定の目的や、条例に使用されている用語の定義、条例に基づき市民参加や協働のまちづくりを担う主体の役割や責務を規定しています。

第2章 市民参加（第6条～第19条）

市民の市政及びまちづくりへの参加を推進するための手法として、各種手続を規定しています。

第3章 協働（第20条～第24条）

協働によるまちづくりを推進するため、協働を進める上での基本原則をはじめ、心構えや執行機関の取り組み、人材の育成等について規定しています。

第4章 雑則（第25条～第27条）

条例の検証や見直し、条例を補足する規則への委任について規定しています。

附則

条例の施行期日について規定しています。

3 本条例の特徴

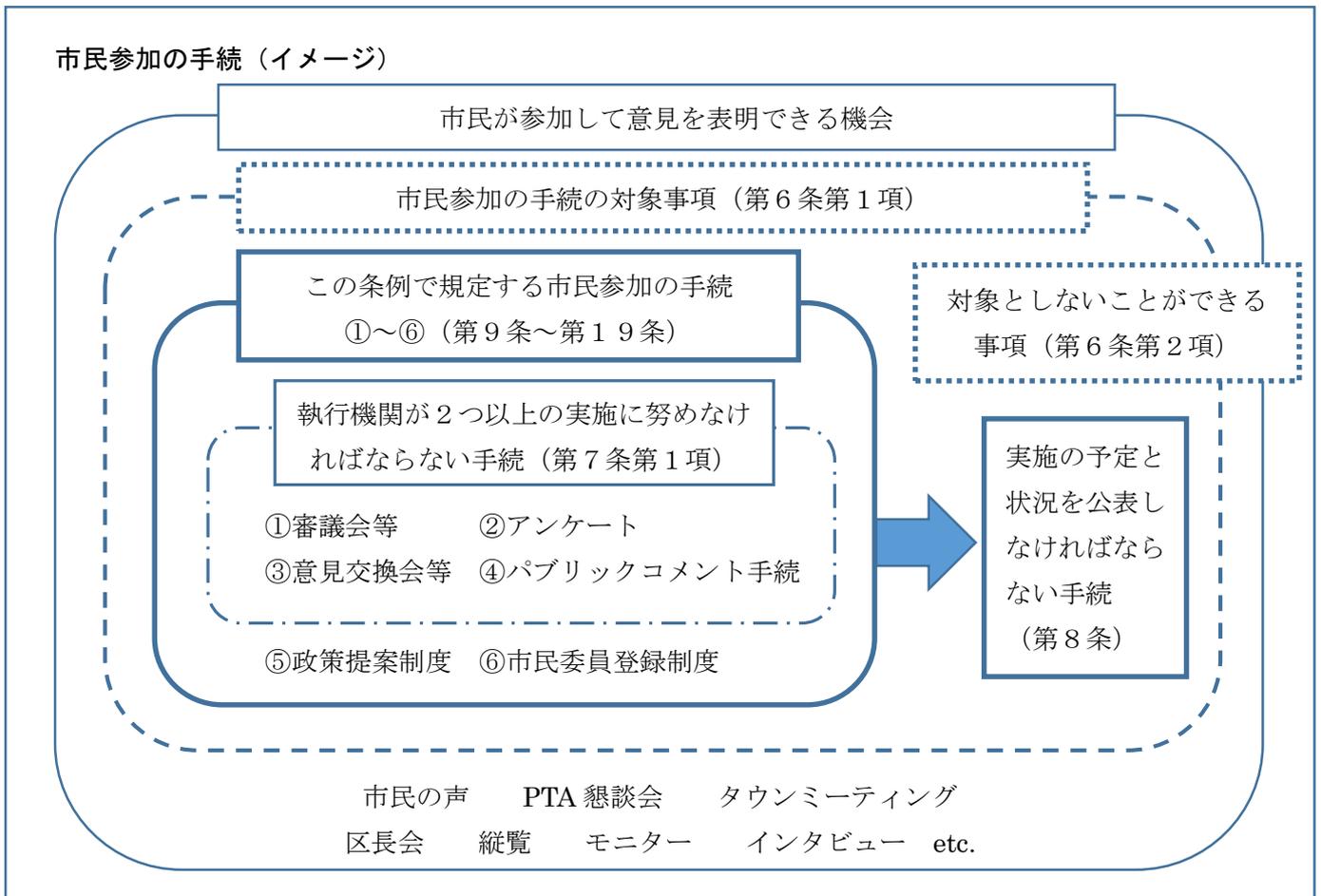
- ・市民と執行機関における市民参加と協働について、ひとつの条例で規定しています。
- ・当市にこれまでにない手法として、市民公聴会、市民討議会、政策提案制度を規定しています。
- ・より多くの市民の意見を市政に反映していくため、あらかじめ市政に関心のある市民を登録し、審議会委員に登用していく市民委員登録制度を規定しています。
- ・協働のまちづくりの推進力として、中間支援組織や公益的な活動への支援等を規定しています。

4 市民参加とは

市民参加とは、「市民の市政及びまちづくりへの参加（自治基本条例第10条第1項）」を指しています。

この条例の第6条では、市民参加の手續の対象事項が規定されています。執行機関が実施しようとする事項について、市民の意見を反映していくには多種多様な手法が考えられますが、この条例では8つの手續を規定しました。執行機関が対象事項にあたる案件について市民の意見を聴く場合は、この手法を用いることとなります。その際、マッチングルール（ひとつの案件について複数の手續を実施することに努めること）が第7条第1項に規定してあります。複数実施に努める手續は審議会等、アンケート、意見交換会等、パブリックコメント手續です。

また、市民参加の手續を実施するときは、その予定と結果を公表することが第8条で規定してあります。



～第1章 総則～

(目的)

第1条 この条例は、岩倉市自治基本条例（平成24年岩倉市条例第31号。以下「自治基本条例」といいます。）第10条第4項の規定により、市民及び執行機関における市民参加及び協働に関し基本的な事項を定め、市民の意見を広く市政に反映させること及び協働によるまちづくりを推進することを目的とします。

【解説】

この条例は、「市民参加と協働」について規定しています。

その根拠は、岩倉市自治基本条例第10条で「市民参加と協働に関し必要なこと」について別に条例で定めるとしていることにあります。

最終的に自治基本条例の目的である市民を主体とした自治を実現するために、この条例ではその手段として、市民と執行機関における「市民参加と協働」について具体的に規定することにより、市民の意見を広く市政に反映させるとともに、協働によるまちづくりを推進することとしています。

(定義)

第2条 この条例における用語は、自治基本条例において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 審議会等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関及びこれに類するものをいいます。
- (2) アンケート 広く市民の意識を把握するために、執行機関が調査項目を設定して、一定期間内に市民から回答を求める調査をいいます。
- (3) 意見交換会 広く市民の意見を直接聴くために、市民と執行機関又は市民同士が議論することを目的として開催する集まりをいいます。
- (4) 市民公聴会 市政に係る政策等の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために開催する集まりをいいます。
- (5) 市民討議会 潜在的な市民の意見を施策に反映する必要がある場合において、執行機関が無作為抽出により市民を選出して開催する集まりをいいます。
- (6) パブリックコメント手続 条例の制定、計画の策定等に当たり、その案その他必要な事項をあらかじめ公表して広く市民の意見を募集し、それらの意見及び当該意見に対する執行機関の考え方を公表する一連の手続をいいます。
- (7) 政策提案制度 市民が自発的に、又は執行機関からの要請により、具体的な政策を提案し、その提案に対し、執行機関が多面的かつ総合的に検討し、意思決定を行うとともに、その提案の概要、執行機関の考え方等を公表する制度をいいます。
- (8) 市民委員登録制度 市民参加の裾野を広げ、新たな人材を発掘するために、審議会等の委員の候補者としてあらかじめ市民を登録する制度をいいます。

【趣旨】

用語の定義を行い、解釈の統一を図るものです。この条例における用語の意味は、自治基本条例第3条各号に規定する用語の定義と同じです。

なお、自治基本条例第3条第1号における「市民」と「協働」の定義は次のとおりです。

「市民 市内に居住する者、市内に通勤又は通学する者、市内で事業又は活動を行う個人又は団体をいいます。」

「協働 市民、議会及び執行機関が、主体的・自発的に共通の目的を達成するために、相互の立場、特性等を認め合い、尊重しながら、それぞれが役割と責任を持って、その特性、能力等を発揮しつつ、共に考え、行動することです。」

その他、この条例における用語の意味は、次の各号のとおりです。

【解説】

《第1項》

- (1) 附属機関は、市民や専門的な知識を有する者の意見を行政の運営に反映するため、法律や条例により設置する合議機関をいいます。これに類するものは、法律や条例に基づかず、行政の運営に対する市民の意見の反映を目的として、要綱等により設置するものをいいます。
- (2) アンケートは、より多様な市民参加の選択肢を取り入れるために条例に盛り込まれました。設問を検討する段階から、より多くの市民の声を集約できるよう配慮し、実施することが求められます。
- (3) 意見交換会は、執行機関と市民あるいは市民同士が、直接顔を合わせ議論することで、双方の意見交換ができる会議をいいます。また、自由な議論や共同作業を通じて合意形成を図るワークショップなども、その一つとして考えられます。
- (4) 市民公聴会は、執行機関の政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見がある場合に、政策決定の過程において双方の立場の市民の意見を聴くために、執行機関が開催する会議をいいます。
- (5) 市民討議会は、市民の意見を聴くにあたり、公募の形式ではなく、無作為抽出により選ばれた市民がまちづくりの課題などについて話し合った上で、そこで出された意見や提言をまとめ、市政に活かしていこうとするものです。これまで市政に興味はあるがなかなか参加の機会の少なかった市民が参加するきっかけとなり、新しい声を施策に反映できるという効果が期待されます。
- (6) パブリックコメント手続は、執行機関の政策の形成過程において、形成しようとする政策の目的、趣旨、内容等の必要な事項を公表し、市民の意見を求めるものです。執行機関は、提出された意見等を多面的かつ総合的に検討してその政策に係る意思決定を行うとともに、提出された意見に対する執行機関の考え方を公表します。
- (7) 政策提案制度は、個人的な意見や要望ではなく、豊かな知識と経験を持つ市民が、自発的または執行機関からの公募に応じて政策等の提案を執行機関に行うことで、市政に参加できる仕組みです。
- (8) 市民委員登録制度は、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録しておき、登録された市民委員の中から審議会等の委員を選任しようという制度です。公募となると躊躇するが、登録しておいても声をかけられたなら考えてみようかなという市民の背中を押すことが狙いです。

(市民の役割)

第3条 市民は、市政及びまちづくりについて、関心を持ち理解するよう努めるものとします。

2 市民は、市政及びまちづくりへの積極的な参加や協働によるまちづくりを行うよう努めるものとします。

3 市民は、互いを理解し、尊重するよう努めるものとします。

【趣旨】

自治基本条例第10条第3項には「市民、議会及び執行機関は、市政及びまちづくりに当たり、互いの役割と責務の下に、対等な立場で連携し、協力するとともに、協働のための環境づくりに努めるものとします。」とあるため、この条例の第3条から第5条で市民・執行機関・職員の役割や責務について規定しています。なお、議会については、この条例で規定していません。

ちなみに、「まちづくり」とは、自治基本条例第3条第6号に定義する「市民が幸せに暮らしていけるよう、魅力的なまちにしていくための活動及び事業」をいいます。

【解説】

市民の役割を規定しています。

《第1項》

市民参加のきっかけとして、市民は、市政とまちづくりに関心を持つことにより、この条例の目的である市民の意見を広く聴き市政に反映させることと協働によるまちづくりを推進していくことへの理解を深めることに努めることとしています。

《第2項》

市民は、市政とまちづくりへ積極的に参加するとともに、協働によるまちづくりを実践することに努めることとしています。

《第3項》

市民は、市民参加や協働に関するだけでなく、日常の生活からお互いの立場や考え方、意見等について理解し、それを尊重するものとしています。

(執行機関の責務)

第4条 執行機関は、市政及びまちづくりに関する情報を積極的に市民に提供するものとします。

2 執行機関は、市民参加の機会を公平に提供するとともに、市民との協働を積極的に推進するものとします。

3 執行機関は、市民参加及び協働を推進するため、必要な施策を実施し、環境の整備を行うものとします。

【解説】

《第1項》

市民が日頃から市政やまちづくりに対して関心を持ち、その関心を市民参加や協働に結び付けるためには、執行機関が積極的に市民に情報を提供し、共有することが大切です。執行機関は、市民参加と協働を常に意識し、情報をわかりやすく積極的に発信するよう心がける必要があります。

《第2項》

市民参加の手続の中で、より多くの市民に参加を得るためには、その機会を公平に設定することが重要であり、参加しやすい時間、場所、実施方法等について配慮する必要があります。あわせて、執行機関が市民との協働に積極的に取り組むことを規定しています。

《第3項》

市民参加と協働を推進するために必要となる施策を執行機関が実施するとともに、環境の整備を行うことを規定しています。環境の整備とは、ハード面の設備環境だけでなく、市民間の協働の促進のため、啓蒙活動により協働の意識の醸成を図るということを指します。

(職員の責務)

第5条 職員は、市民参加及び協働を推進するため、この条例の趣旨を理解し、誠実に職務を遂行するものとします。

【解説】

職員は、市内で勤務する者として、自治基本条例第3条第1号に定義される市民に該当するので、市民としての役割を担っています。それと同時に、職務の遂行に当たっては、執行機関の役割を担っています。ここでは、市民参加や協働の推進力として、職員がこの条例の趣旨を真摯に受けとめ、職務を遂行していくことについて規定しています。

～第2章 市民参加～

(市民参加の手續の対象)

第6条 執行機関は、次に掲げる事項（以下「対象事項」といいます。）を実施しようとするときは、市民参加の手續を行わなければなりません。

- (1) 基本的な方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃
- (2) 総合計画その他基本的な事項を定める計画等の策定、見直し又は評価
- (3) 広く市民の公共の用に供される施設の設置又は廃止に係る計画等の策定又は変更
- (4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃

2 執行機関は、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民参加の手續の対象としないことができます。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により事務事業等の実施の基準が定められており、その基準に基づいて実施するため、市民参加の手續の結果を反映しがたいもの
- (4) 法令の規定により別に市民参加の手續と同様の手續について定められているもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) 執行機関の権限に属さないもの

【解説】

《第1項》

市民参加の手續を行わなければならない対象事項を規定しています。

なお、(1)～(4)に該当するもので、市民参加の対象としなかった場合は、第2項のどの号に該当するかを明らかにするとともに、その理由を説明する責任が生じます。

(1)「市の基本的な方針を定める条例」には、自治基本条例、環境基本条例、子ども条例などがあり、この市民参加条例も含まれます。「市民に義務を課し、若しくは権利を制限することを内容とする条例」には、清潔で美しいまちづくり条例、文化財保護条例などがあります。

(2)自治基本条例第16条第2項において、総合計画の基本構想と基本計画の策定・見直し・評価に当たっては、市民の参加の機会を保障するとしています。

「総合計画」は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されています。基本構想は、本市の現状や課題、可能性などを踏まえ、今後のめざすべき将来の都市像、今後10年間のまちづくりの基本理念などを示しています。基本計画は、基本構想に基づき、本市の将来人口及び土地利用方針を示すとともに、基本構想を実現するために各分野において実施すべき施策を体系的かつ具体的な事業計画として明らかにしたものです。

「市の基本的な事項を定める計画等」には、行政改革に関する計画や、分野別の基本計画である環境基本計画、高齢者保健福祉計画、都市計画マスタープランなどのほか、長期的な視点に立って市の方向性を示す男女共同参画基本計画などがあります。

(3)「広く市民の公共の用に供される施設」には、学校、図書館、市民プラザ、総合体育文化センター、生涯学習センター、多世代交流センター、地域交流センター、公園などがあり、不特定多数

の市民が等しく利用できる施設をいいます。ここでは、これらの施設の新設や廃止に当たる構想や計画について市民参加の手段を実施することとしています。計画時から参加することにより愛着の醸成にもつながる可能性もあります。なお、道路、河川などは法令等による技術基準があり執行機関側の裁量の余地が小さいため、原則として対象外としています。

- (4) 「市民生活に大きな影響を及ぼす制度」には、各種福祉制度の改正、通学区域の設定の見直しなどがあります。

《第2項》

第1項で掲げた事項のうち、市民参加の手段の対象としないことができるものについて規定しています。ただし、市にとって重要な事項と判断する場合は、(1)～(6)にあたるものであっても市民参加の手段を行うことができます。

- (1) 「軽易なもの」とは、条例等で法令を引用している場合に、法令の改正によって、引用部分の条・項などの番号や用語の表現方法を変更するための条例改正などをいいます。

- (2) 市民参加の手段を行ってからは間に合わない、効果が損なわれるなど、執行機関が緊急に対応しなければならないものについては、市民参加の手段を行わなくてもよいものとします。例えば、災害などが発生したときに、すぐに執行機関として意思決定をし、対応しなければならない場合などが考えられます。

- (3) 法令（ここでは条例より上のものを指します。）に一定の事務事業等の実施の基準が定められているものにおいては、法令の基準に基づいて行うこととなるため、市民の意思を反映させることが困難なものにあつては、市民参加を行わないことができることを規定しています。

地方分権一括法において「義務付けや枠付けの見直しと条例制定権の拡大」については、地方公共団体自らの判断と責任において、地域の実情にあった最適なサービスの実現を図っていくこととされており、「従うべき基準」、「標準」、「参酌すべき基準」が示されています。その中で「従うべき基準」は、法令に必ず適合しなければならない基準であることから、「市民参加の手段の結果を反映しがたいもの」に該当します。「標準」、「参酌すべき基準」においては地域の実情に応じて異なる内容を定めることが許容されているので、市民参加の手段の対象とすることができます。

- (4) 法令（ここでは条例より上のものを指します。）の規定により、第7条で規定されている審議会等などの市民参加の手段の方法と同様の手段を経ることとされている場合には法令を優先し、市民参加の手段を行わないことができることを規定しています。

- (5) 地方自治法第74条第1項に、条例の制定又は改廃の請求において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものについては対象外とすると規定されていることから、市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものについては市民参加の手段の対象とはしないことを規定しています。ただし、地方税法第5条第3項により法定外普通税を起す場合や同法第7項により法定外目的税を起す場合は、執行機関の政策的判断に基づくものであり、市民に与える影響を考慮し、市民参加の手段の対象になります。

また、国民健康保険税や介護保険料については、それぞれに条例で協議会や委員会が設置されており、一定の市民参加が担保されているため、市民参加の手続の対象になりません。

- (6)「執行機関等の権限に属さないもの」とは、国や県の権限に属する事項や市議会の運営に関する事項など、執行機関等が自ら実施主体となり得ないものです。

(市民参加の手続の方法)

第7条 執行機関は、前条第1項の規定により市民参加の手続を行うときは、より多くの市民の意見を反映するため、次に掲げる方法のうちから、複数の方法により行うよう努めなければなりません。

(1) 審議会等の設置

(2) アンケートの実施

(3) 意見交換会等（意見交換会、市民公聴会及び市民討議会をいいます。）の開催

(4) パブリックコメント手続の実施

2 執行機関は、市民参加の手続を行う場合において、市民以外の者で利害関係を有するものがあるときは、市民参加の手続に準じた方法で、それらの者の意見を聴くよう努めるものとします。

【解説】

《第1項》

市民参加の方法には、それぞれ特性があり、政策等の形成段階や内容により、実施時期や効果的な方法は異なります。また、市民一人ひとり、参加しやすい方法が異なるので、ひとつの案件に対してひとつの方法で済ますのではなく、複数の方法を組み合わせることで実施すること（マッチングルール）によって、より多くの意見を聴取することに努めるよう規定しています。

(3) 市民参加の方法のひとつとして、「意見交換会等」の開催を規定しています。

第13条「市民公聴会」と第15条「市民討議会」は、第12条「意見交換会」と同じく市民の集まった場所において、執行機関の意見を説明したり、市民の意見を傾聴したりすることが目的であるため同様の方法と見なすこととし、まとめて「意見交換会等」としています。従って、この3つの方法のうち2つ以上を実施したとしても、複数の方法の組み合わせには該当しないこととなります。

《第2項》

執行機関の行為において、利害関係が発生する者に対しては、市民参加の手続に準じた方法を取り、あらかじめ理解を求めることに努めることを規定しています。その手続は、利害関係者に対して個別に実施するのではなく、市内で市民参加の手続を実施する際に、対象者を拡大し、市民と利害関係者の両者が参加できるように配慮します。

なお、場合によっては、市民と同一の手続ではないこともあり得ます。例えば、市民には審議会や意見交換会を開催し、市外の利害関係者にはアンケートを実施するなどが考えられます。

(想定されるケースの例)

- ①市内に土地や建物を有するが普段は全く関係なく市外で生活している者に対し、執行機関が土地利用に関する計画の策定などをする場合
- ②市境に公共施設を建設することになったとき、隣接する他自治体の住民に対し日常生活に影響が及ぶ場合 など

(市民参加の手續の実施予定及び実施状況の公表)

第8条 執行機関は、年度当初に、その年度のこの条例による市民参加の手續の実施予定を取りまとめ、これを公表するとともに、市民参加の手續を実施するときは、その都度、適切な時期にその実施内容について、公表するものとします。

2 執行機関は、次の各号に掲げる市民参加の手續を実施したときは、当該各号に定める情報を、速やかに公表しなければなりません。会議等が非公開で行われた場合又はその情報に非公開情報（岩倉市情報公開条例（昭和63年岩倉市条例第18号）第6条第1項各号に定める情報をいいます。以下同じ。）が含まれているときも、非公開情報以外の情報は公表するよう努めるものとします。

(1) 審議会等の会議、意見交換会、市民公聴会及び市民討議会 議事録及びこれらの会議等で述べられた意見に対する執行機関の検討結果

(2) アンケート 集計結果

(3) パブリックコメント手續 対象事項の題名、対象事項の案の公表の日、提出された意見又はその概要（提出された意見がなかった場合にあつては、その旨）並びに提出された意見に対する検討結果及びその理由

(4) 政策提案制度 提案の内容並びに提案に対する検討結果及びその理由

3 執行機関は、前年度のこの条例による市民参加の手續の実施状況を取りまとめ、これを公表するものとします。

【解説】

《第1項》

時期を逃すと参加の意思があつても機会が失われてしまう可能性がありますので、年度当初に年間の実施予定の概要を公表します。また、実施する際には、実施内容の詳細を適切な時期に公表することを規定しています。

《第2項》

第7条に基づき、市民参加の手續を実施した後は、非公開情報を除き、速やかに実施結果を公表しなければならないことを規定しています。(1)～(4)では、手續ごとの公表事項を規定しています。

(1) 審議会等、意見交換会等に参加や傍聴ができなかった市民とも情報を共有するとともに、その透明性を高めるために、執行機関は議事録を作成し、公表します。また、市民参加の手續により寄せられた意見がどのように扱われたのか、どのように計画等に反映されたのかを市民が知ることが重要なため、意見に対する検討が終わったときは、その結果を公表します。

(2) アンケートの集計結果を公表することにより、市民誰もが、市民の意向を共有することができます。執行機関は、その後実施される計画や事業にその結果がどのように反映されたかを示すことも重要です。

(3) 執行機関の意思決定に関連して、結果の公表にあたり提出された意見とともに、その意見を案に反映したかどうか、また、なぜそのような対応をしたかを公表します。また、複数の市民から同じような内容の意見が提出されたときは、それらを取りまとめて公表することがあります。

(4) 市民からの提案に対して、執行機関は担当部署のみならず全庁的な取り扱いとして多角的な視点から総合的に検討した上で、検討結果及びその理由を公表することとします。

《第3項》

市民参加の手続の実施状況については、前年度に実施した手続を取りまとめたものを公表します。
(非公開情報について)

岩倉市情報公開条例第6条は「公開しないことができる文書」について規定しています。同条例第1項では第1号から第7号で公文書の公開をしないことができる情報を挙げています。

また、同条例第2項では、請求に係る公文書に公開できる情報と非公開情報が記録されている場合は可能な限り区分して公開すること、第3項では、期間等の理由で公開を拒む理由がなくなったときは公開すること、第4項では公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報が公開されてしまうときは公開しないことができることが規定されています。

(審議会等の委員)

第9条 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、法令又は条例の規定により委員の構成が定められている場合を除き、原則として公募により選任する市民及び市民委員登録制度により登録された市民を含めるものとします。

2 執行機関は、審議会等の委員の選任に当たっては、男女比、年齢構成、委員の在職年数及び他の審議会等の委員との兼職状況等に配慮し、より多くの市民に参加の機会が与えられるよう努めるものとします。

3 執行機関は、審議会等の委員を選任したときは、原則として委員の氏名、選任区分及び任期を公表するものとします。

【解説】

《第1項》

審議会等に多様な意見を反映させていくとともに、市民に開かれた議論を進めていくために市民委員を置きます。市民委員には、原則として「公募により選任する市民」と「市民委員登録制度により登録された者」の両者を選任します。

「原則として」と定めているのは、その審議会等が公募になじまない場合（個人のプライバシーに関わる、高度に専門的な知識が要求されるなど）や、公募しても応募者がいなかった場合などが想定されるためです。

《第2項》

執行機関が取り組む重要事案について多様な意見を交わして議論し、反映させていくために、専門的な知見のほか、性別や年齢構成のバランスに配慮するとともに、同じ人が委員を何期も務めることがないように配慮します。

また、公募による市民委員として同時に複数の審議会等の委員を兼ねることによる特定の人への集中を避けるため、より多くの市民が参加できるよう選任にあたり配慮する必要があります。地域バランスも配慮する事項のひとつです。

《第3項》

透明性を確保するため、審議会等の委員を選任したときは、当該委員の氏名、任期及び選任の区分を公表します。

「原則として」と定めているのは、審議会等の委員の氏名も個人情報であるため、審議会の性格によって、氏名を公表することにより委員の権利及び利益を害する恐れがある場合には、非公表とすることも想定しているからです。

(審議会等の会議の公開等)

第10条 審議会等の会議は、公開するものとします。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、会議を公開しないことができます。

- (1) 法令又は条例の規定により公開しないこととされている場合
- (2) 非公開情報が含まれている場合
- (3) 会議を公開することにより、公平かつ円滑な議事運営に支障が生ずると認められる場合

2 執行機関は、審議会等の会議を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、傍聴の手続等を公表しなければなりません。

【解説】

《第1項》

審議会等の会議を公開することを定めたものですが、(1)～(3)に該当する場合は、例外的に会議を非公開とすることができます。

- (1) 例えば岩倉市情報公開条例、個人情報保護条例など法令等の規定により公開しないと規定されている場合
- (2) 第8条第2項と同様に非公開情報が含まれている場合
- (3) 例えば私語を発するなど議事への批判をしたり、議長に許可を得ない発言や賛否を表明したりするほか、みだりに傍聴席を離れたり、携帯電話を使用したりといった会議の妨げになる行為を行うことがある場合

《第2項》

審議会等の会議に市民が傍聴に来られるよう、開催日程と場所や傍聴の手続等について、2週間前までに公表することに努めることを定めたものです。なお、非公開の会議は、あらかじめ公表することはしません。

(アンケートの実施)

第11条 執行機関は、アンケートを実施するに当たっては、その目的を明らかにし、回答に必要な情報を併せて提供しなければなりません。

【解説】

アンケートは、執行機関の誘導や恣意的な設問があってはなりません。アンケートを実施するときは、なぜこの調査をするのか、調査結果を今後どのように活かしていくのかなどの目的を明らかにすることが必要です。回答に必要な情報とは、調査項目に関する現状や課題の説明などをいいます。

(意見交換会の開催)

第12条 執行機関は、意見交換会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。

【解説】

多くの市民に参加してもらうために、開催日時や場所等について2週間前までに公表します。また、開催の目的を明らかにし、市民が理解しやすいよう議題を示すとともに資料等があるときは、その資料もあわせて公表します。

(市民公聴会の開催)

第13条 執行機関は、市民公聴会を開催しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を公表しなければなりません。

(1) 市民公聴会の開催日時及び開催場所

(2) 政策等の案及びこれに関する資料

(3) 市民公聴会に出席して意見を述べることができる者（以下「公述人」といいます。）の範囲

(4) 市民公聴会に出席して意見を述べることを希望する場合の意見の提出先、提出方法及び提出期間

(5) 前各号に掲げるもののほか、市民公聴会の開催に当たり必要と認める事項

2 執行機関は、意見の提出期間内に意見の提出がなかったときは、市民公聴会を中止し、その旨を速やかに公表するものとします。

3 市民公聴会は、市長が指名する者が議長となり、議長が主宰します。

4 市民公聴会の議長は、市民公聴会を開催したときは、その都度、市民公聴会で述べられた意見等を記録し、市長に報告しなければなりません。

【解説】

《第1項》

市民公聴会を開催する場合に、執行機関が公表すべき事項について規定しています。

《第2項》

提出期間内に公述希望者がいないときは、公聴会を中止し、その旨を速やかに公表することを規定しています。

市民公聴会は、賛成と反対の意見により市民が二分されるような大きなテーマがある場合を想定していますので、基本的には、双方の立場の公述人があるときに開催することになります。

《第3項》

市民公聴会の議長について規定しています。議長の指名に当たっては、恣意的にならないよう合理的な理由を明確にし、公平公正な事務処理に努めます。

《第4項》

市民公聴会の議長による市長への報告事項について規定しています。報告内容は、市民公聴会の開催及び閉会の日時、公聴会に付した案件の名称、出席者、公聴会の議事、議長が特に必要であると認めた事項等をいいます。

(市民公聴会の公述人)

第14条 市民は、対象事項に対する賛否及びその理由を記載した書面をあらかじめ提出することにより、市民公聴会で意見を述べることを申し出ることができます。

2 執行機関は、必要と認めるときは、対象事項に関し識見を有する者に意見を求めることができます。

3 公述人は、第1項の規定による申出をした者及び前項の識見を有する者の中から執行機関が決定します。この場合において、その案件に対し賛成者及び反対者の双方の公述があるときは、一方の意見に偏らないように公述人を決定しなければなりません。

【解説】

《第1項》

市民公聴会に出席して意見を述べようとする場合は、文書であらかじめその理由と案件に対する賛否を市に申し出ることを規定しています。

《第2項》

市民公聴会は、政策の案に対して、賛成の意見と反対の意見が存在する場合において、市民の意見を聴くために執行機関が開催する会議をいいます。こうしたことから、対象事項に関し専門家の意見を聴く必要があるときなど、執行機関が必要と認めるときは、公聴会において識見を有する者の意見を求めることができると規定しています。

《第3項》

文書であらかじめ申し出た市民や識見を有する者の中から、執行機関が公述人を決定することを規定しています。その場合において、賛成側、反対側の双方から公述人を選出する場合は、公平性の観点からどちらか一方の側に偏らないように配慮しなければならないことを定めています。

(市民討議会の開催)

第15条 執行機関は、市民討議会の開催に当たり、住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の者に対し、参加を依頼します。

2 市民討議会の参加者に対しては、謝礼を支払うこととします。

3 執行機関は、市民討議会を開催しようとするときは、あらかじめ開催日時、開催場所、議題等を公表しなければなりません。

【解説】

《第1項》

市民討議会の参加者は、住民基本台帳から無作為に抽出した満18歳以上の市民を対象にしています。なお、外国籍の人も対象に含まれます。

《第2項》

市民討議会の参加者には、積極的な参加を促すとともに、本市への施策に対し真摯に向き合っている責任ある発言をもって討論していただくため、謝礼を支払います。

《第3項》

市民討議会は公開で行うため、開催日時や場所等について2週間前までに公表します。

(パブリックコメント手続の実施)

第16条 執行機関は、パブリックコメント手続により意見を求めようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければなりません。

- (1) 対象事項の案及びこれに関する資料
- (2) 対象事項の案を作成した趣旨
- (3) 意見の提出先、提出方法及び提出期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、パブリックコメント手続の実施に当たり必要と認める事項

【解説】

パブリックコメント手続を実施するに当たり、公表すべき事項を(1)～(4)に挙げています。

- (1) 案に関する資料とは、対象事項の案を作成する際に整理した執行機関の考えをまとめたものや、市民が対象事項の案を理解するために必要なわかりやすい資料などをいいます。
- (2) 案を作成した趣旨や目的と背景について公表します。
- (3) 意見の提出先や提出方法及び提出期間を公表します。
- (4) 提出された意見とそれに対する執行機関の考え方の公表時期などが考えられます。

(パブリックコメント手続における意見の提出方法等)

第17条 パブリックコメント手続における意見の提出方法は、次に掲げる方法によるものとします。

- (1) 郵便等
- (2) ファクシミリ
- (3) 電子メール
- (4) 執行機関が指定する場所への書面の持参
- (5) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が認める方法

2 パブリックコメント手続における意見の提出期間は、30日以上とします。ただし、特別の事情があるときは、執行機関は、理由を併せて公表した上で、これよりも短い期間を設けることができます。

3 パブリックコメント手続により意見を提出しようとする者は、住所、氏名その他執行機関が必要と認める事項を明らかにしなければなりません。

4 執行機関は、パブリックコメント手続により提出された意見を考慮して、対象事項についての意思決定を行わなければなりません。

【解説】

《第1項》

意見等の提出方法は、郵便(宅配便やメール便も含む)、ファクシミリ、電子メール、書面の持参、その他(例えばウェブ上の回答フォームへの入力など)執行機関が認める方法とし、案の公表の際に明示します。

《第2項》

執行機関が公表した案に関して、市民が十分に検討する時間が必要です。そのため意見の提出期間は、案の公表の日から起算して30日以上とします。

「特別の事情があるとき」とは、法令等で事業の実施期日が決まっているなど、やむを得ず30日以上の意見提出期間を設ける時間がない場合などをいいます。

《第3項》

意見に対する責任の所在を明らかにし、自治基本条例第3条第1号の市民の要件を満たしているかを確認するため、市民は意見を提出する際には住所や氏名等を記載するものとします。

「その他執行機関が必要と認める事項」としては、市外に在住する市民のうち、市内で働く者は会社等の名称と所在地、市内で学ぶ者は学校の名称と所在地、活動するものや事業を営むものは法人その他の団体の名称と事業所等の所在地、市外に在住する市民のうち市内に固定資産を所有するものについて、その物件の所在地などが考えられます。

《第4項》

提出された意見を、執行機関はどう受け止め、検討したかを明らかにする必要があります。執行機関は、多角的かつ総合的に検討し、意思決定することを規定しています。

(政策提案制度)

第18条 市民は、市民10人以上の連署をもって、その代表者から市政に関わる現状の課題、提案の内容、予想される効果等を記載した具体的な政策を執行機関に対して提案することができます。

2 執行機関は、政策提案制度により提案を求めようとするときは、次に掲げる事項を公表しなければなりません。

- (1) 提案を求める政策の目的
- (2) 提案することができるものの範囲
- (3) 提案方法及び提出期間
- (4) 前各号に掲げるもののほか、提案を求めるに当たり必要な事項

3 執行機関は、政策提案制度により提案があった場合には、その提案の内容を公表するとともに、提案のあった政策について総合的に検討し、検討の結果及びその理由を当該提案に係る代表者に通知しなければなりません。ただし、結果が出るまで6月以上かかる場合は、6月を超えないごとに検討状況を当該検討にかかる代表者に通知することとします。

【解説】

政策提案は、単なる個人的な意見ではなく、市民が市の全体のことを考えた政策を実現するために具体的な提言をするものです。

《第1項》

政策提案を行う場合、10人以上の連署が必要です。代表者は連署を添付し提案書を提出します。

10人以上の連署を必要とした理由は、政策提案に当たって、市民の経験と発想から生まれた提案が、市民同士で議論が重ねられることにより、提案の内容がより磨かれ、さらに充実したものとなることを期待しているからです。なお、署名できる市民は個人であり、年齢は問いません。

また、提案の時期については、制限を設けていないため、いつでも政策提案を行うことができます。

《第2項》

第1項が市民自ら応募する形式（自発型）なのに対し、第2項は執行機関がこの制度を利用して市民から提案を求めようとする形式（公募型）です。公募に当たり公表すべき事項として、(1)～(4)を規定しています。なお、公募型による提出であっても、10人以上の連署をもって提出する必要があります。

(1)、(2) 政策の目的やその範囲が設定されていないと具体的な提案に結びつかないため、あらかじめ

め指定します。

(3) 市民が具体的な政策を提案するためには、一定の検討期間が必要ですので、提案しやすい方法や期間を設定する必要があります。

(4) その他提案に当たり必要な事項を規定していきます。

《第3項》

提案があったときは、その提案内容を公表します。さらに提案に対して、執行機関は担当部署のみならず全庁的に取り扱い、多角的な視点から総合的に検討します。検討が終了したときは、検討結果とその理由を政策提案を提出した代表者に通知しなければなりません。

なお、提案内容によっては、検討に時間を要し回答までにかかり期間がかかる案件も想定されますので、検討結果が出ていない場合でも、6か月ごとに検討状況を同代表者に通知することとしています。

(市民委員登録制度)

第19条 市長は、審議会等への市民参加を促進するため、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録するものとします。

【解説】

審議会等への市民参加を促進するため、市政に関心を持つ市民をあらかじめ登録します。審議会等の委員を選任する際には、原則として公募による手続とは別に、市民委員登録者名簿から委員を選任することを規定しています。

本市では、これまで試行的に実施していました（岩倉市行政経営プラン推進委員会、岩倉市自治基本条例審議会）が、今後はこの条例に基づき、その他の審議会等を実施するに当たりこの制度を利用していくこととなります。登録の呼びかけに当たっては、若い世代への働きかけについても工夫が必要です。

～第3章 協働～

(協働を進める上での基本原則)

第20条 市民及び執行機関は、協働を進める際には、次に掲げる原則に従うものとします。

- (1) 補完性の原則 それぞれの役割及び責任を明確にし、互いに補完します。
- (2) 相互理解の原則 互いの立場又は特性の違いを理解し、尊重します。
- (3) 共有の原則 目的、目標及び情報を互いに共有します。
- (4) 対等性の原則 互いの主体性を認め合い、対等なパートナーとして取り組みます。
- (5) 公開性の原則 事業の経過、結果等の情報の公開に努め、透明性を確保します。
- (6) 自主・自立の原則 自主性を持ち、かつ自立して活動に取り組みます。

【趣旨】

第3章は、平成23年度に策定した協働ルールブックを基本として条文化しています。

【解説】

協働を進める上での基本原則を規定しています。市民、市民活動団体、地域団体、事業者、行政などそれぞれの主体は、以下の(1)～(5)の原則を心構えとして協働のまちづくりを進めていく必要があります。なお、この条例では、(6)自主・自立の原則を新たに加えています。

(1) 補完性の原則

市民や行政には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に生かすためには、それぞれの「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。

(2) 相互理解の原則

協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。相互に価値観や行動原理が異なっても、お互いの「立場」や「特性」の違いを理解し、尊重し合うことが大切です。

(3) 共有の原則

共有する事項は目的・目標・情報です。

協働するにあたり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意味がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。

また、「情報共有の原則」は協働のルールブックには記述はありませんが、自治基本条例第4条において規定されています。行政や団体がそれぞれの情報を提供したり、時には自ら必要な情報を得たりすることによって、協働で行う取組によりいっそうの効果が得られることを期待して、この条例では追加しています。

(4) 対等性の原則

協働を進めていくときは、相互の自主性・自立性を尊重しつつ、お互いが共にまちづくりの主役であるという主体性を認め合い、対等なパートナーという関係のもとで協働に取り組むよう心掛ける必要があります。また、市民の目線に立って協働を進めていくことが重要です。

(5) 公開性の原則

複数の主体が共に考え、行動するためには、情報が公開・共有されていることが必要不可欠です。また、自分たちの地域を良くしていくためには、その事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と共感、協力がなければうまくいきません。そのためにも協働を進めるときは、著作権や個人情報等の保護に十分配慮しながら、情報公開条例や個人情報保護条例の規定に則って、

その事業のプロセスや結果などの情報を可能な限り公開し、誰にでもわかるよう「透明性」を保っていくことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。

(6) 自主・自立の原則

協働に取り組む団体は、自主的に活動し、かつ自立した活動を目指していかなければなりません。自主・自立性の確保により、(4) 対等性の原則が生きてくることとなります。

(協働による政策形成等)

第21条 執行機関は、市政における政策の形成、執行及び評価（以下「政策形成等」といいます。）を行う場合には、市民との協働により実施するよう努めるものとします。

2 協働による政策形成等が行われた場合には、その経過、決算、結果等を公表するものとします。

3 協働による政策形成等は、事業協力、事業共催等のほか、執行機関から市民への補助及び助成、後援、事業委託等多様な形態によるものとします。

【解説】

協働の場面での、PDCAについて規定しています。PDCAとは、企画（Plan）実行（Do）評価（Check）改善（Action）の手順を回すことで、業務が継続的に改善され、より洗練された事業としていくサイクルをいいます。

《第1項》

協働ルールブックは、協働の段階を①企画立案段階、②事業・活動等の実施段階、③評価・改善段階に大別しています。

執行機関は、各段階において市民との協働を図っていくよう努めていきます。また、評価の結果、改善策を講じる場合には、市民に分かりやすく公開していくことが必要です。

《第2項》

協働による政策形成等が実施された場合には、その経過や事業自体の成果を公表することより、事業の周知を図ると同時に市民から評価を受けることはとても重要です。また、財政的な支援を受けた団体等が、事業が適正に執行されていることについて透明性を高めるため、決算状況などの情報を公表するものとします。

《第3項》

協働ルールブックは、事業・活動の実施段階において、協働の種類として①事業委託、②事業共催、③補助・助成、④後援、⑤事業協力を挙げています。また、協働の主体を①市民、②市民活動団体、③地域団体、④事業者、⑤行政としています。

この条文では、協働の種類、またその主体についての多様性も表現しており、協働のあり方は豊富なバリエーションが考えられることについて述べています。また、各主体は、どのような形態がそれぞれの活動に合っていて、どうすればより協働が推進されるのかアンテナを高く張っておくことが重要です。

(公益的活動の支援)

第22条 執行機関は、地域団体や市民活動団体（以下「団体等」といいます。）が実施する公益的な活動に対し、次に掲げる支援をすることができます。

(1) 財政的支援

(2) 情報提供

(3) 前各号に掲げるもののほか、執行機関が必要と認める事項

2 市民は、公益的な活動を実施する団体等を支援するとともに、自らも活動に積極的に参加するよう努めるものとします。

3 団体等は、公益的な活動に積極的に取り組むとともに、支援を受けるに当たっては、活動の公益性や透明性を高め、市民の理解を得るよう努めるものとします。

【解説】

公益的な活動とは、地域が抱える諸課題の解決を図ったり、市民の福祉向上やまちづくりに貢献したりする活動をいいます。市民が取り組むすべての公益的な活動が支援対象となります。市民はイベントに参加したり、意見交換したり、活動に加わったりするなど、様々な形で携わることができます。

《第1項》

公益的な活動に取り組む団体等に対する執行機関の支援について規定しています。

(1) 財政的支援は、現在、実施されている区育成補助金や市民活動助成金のほか、各種、市民活動団体に対する補助金を意味するものです。申請や審査などの手順を得て、適正に支出されるものでなければなりません。

(2) 執行機関は、公益的な活動に対し情報の提供に努め、円滑な活動を支援するものとします。情報提供による支援とは、例えば、市民活動に必要な情報の収集と発信、発行紙への掲載（広報や市民活動支援センター情報誌かわらばん）、まちづくりネットワーク（活動したい個人と手伝ってほしい団体を結びつける仕組み）に関すること、チラシ・ポスターなどの印刷や設置などが挙げられます。

(3) 前各号に限らず、執行機関は、公益的な活動を行う上で必要な活動の場の提供や人的支援など幅広い支援を実施することができます。

《第2項》

市民は、公益的な活動をする団体等を支援していくことに加えて、自らも活動に積極的に参加していくよう努めていくことを規定しています。

《第3項》

団体等は、公益的な活動に積極的に取り組むことに加えて、支援を受ける場合には、それ相応の努力義務として補助金の用途を明らかにしたり、適切な支出管理をしたりするなど、実施する公益的な活動の透明性を高め、市民からより理解されるよう努めていくことを規定しています。

(中間支援組織の設置)

第23条 執行機関は、協働が円滑かつ効果的に取り組まれるよう中間支援組織を設けるものとします。

【解説】

中間支援組織とは、市民と行政、市民と市民など多様な協働が、円滑に、そしてより効果的に取り組まれていくよう各主体の中間にあつて、それぞれを結びつけるなどの支援を行う組織をいいます。ここでは、岩倉市民プラザ内に設置されている「市民活動支援センター」を中間支援組織として位置づけています。

市民活動支援センターが、よりいっそう市民との信頼関係を築きながら、コーディネートや相談、情報発信、イベント等の支援等の活動を促進していく機関として認知され利用される機関となることが求められます。

(協働によるまちづくりを担う人材)

第24条 市民及び執行機関は、協働によるまちづくりを担う人材の発掘及び育成に努めるものとします。

2 市民は、協働によるまちづくりを担う主体としての自覚を持ち、識見や資質を高めるよう努めるものとします。

【解説】

自治基本条例の目的では、協働のまちづくりの推進により市民自治の実現を図ることを掲げていますが、それには協働のまちづくりを担う市民の存在が不可欠です。

《第1項》

協働の担い手を発掘すること、さらに発掘した市民を協働の主役として育成していくことは非常に重要であり、市民と執行機関は、それに努めることを規定しています。

《第2項》

市民も協働を担う主体であることを自覚し、自ら識見や資質を高め、協働の主役にふさわしい人物を目指すよう努めるものとします。

～第4章 雑則～

(審議会による検証)

第25条 この条例に基づく市民参加及び協働の推進についての検証は、自治基本条例第25条第3項に基づき設置される審議会により行うものとします。

【解説】

自治基本条例第25条第3項に基づき設置される岩倉市自治基本条例審議会により、必要な事項を審議するとともに、定期的な検証を行うことを規定しています。

なお、検証機関として規定するに当たり、岩倉市自治基本条例審議会の所掌事項としてこの条例の検証に関することが加えられました。

(条例の見直し)

第26条 市長は、前条の規定による検証等を踏まえ、社会情勢並びに市民参加及び協働の推進の状況に応じて、この条例の見直しを行うものとします。

【解説】

この条例についての検証は、前条において岩倉市自治基本条例審議会で行うこととしています。条例の運用状況や効果を検証した結果を踏まえた上で、社会情勢や市民参加の状況に応じて、市民参加と協働がよりいっそう推進されるよう必要に応じて見直しを行うことを規定しています。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとします。

【解説】

その他、必要な事項は、規則で定めることを規定しています。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

【解説】

この条例が施行する日を規定しています。

岩倉市市民参加条例 逐条解説

平成28年4月

発行 岩倉市
編集 総務部 協働推進課

住所 〒482-8686
愛知県岩倉市栄町一丁目 66 番地
電話 0587-66-1111